

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日 ～ 2028年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標1 職員一人当たりの有給休暇取得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～ 前年度の有給取得状況についてまとめ、実態を把握
- 2025年5月～ 職員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、管理者に情報提供する
- 2025年8月～ リフレッシュ休暇の取得について職員に再度周知する
- 2026年3月～ 計画的な取得に向けた管理者研修の実施
- 2026年5月～ 各事業所において有給休暇の取得計画を策定する

目標2 子の看護休暇、介護休暇制度を管理者・職員に周知し、仕事と家庭の両立を目指し、離職を防止する

<実施時期・取組内容>

- 2025年5月～ 法改正により変更となった就業規則について職員に周知する
- 2025年7月～ 管理者会議で制度について研修を行い、休暇取得について検討する
- 2026年4月～ 再度制度のパンフレットを作成し、職員に周知する

目標3 職員の「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推奨する

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～ 法改正に合わせ、改めて制度についてパンフレットを配布し、制度の周知を図る
- 2025年8月～ 職員へアンケート実施
- 2025年10月～ 仕事と子育ての両立の推進、必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職を対象とした研修・説明会の実施
- 2027年3月～ 取得率の確認